

愛労発雇均 0727 第 2 号

平成 30 年 7 月 27 日

各機関・団体の長 殿

愛知労働局長



「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の周知
について（要請）

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号。以下「改正法」という。）につきましては、本年 4 月 6 日に第 196 回国会に法律案が提出され、同国会において、一部修正の上、本年 6 月 29 日に可決成立し、同年 7 月 6 日に公布されています。

働き方改革を実現するためには、すべての企業にしっかりと取り組んでいただくことが必要ですが、とりわけ、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者働き方改革の趣旨をご理解いただくことが重要と考えています。

改正法の内容の周知については、別添 1 及び別添 2 の周知用資料を用いて行うこととしております。

つきましては、これらの趣旨をご理解いただき、別添 1 及び別添 2 の周知用資料を貴機関・団体の会員企業、利用者の皆様に配付する等により、改正法の内容を周知していただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

また、広報誌等を発行しておられる場合は、別添 3 の広報文の掲載についても、併せてご配慮をお願いいたします。